仕 様 書

1　件名

「つるみヒューマンシアター」における舞台・照明・音響管理業務委託

2　業務概要

本業務は「つるみヒューマンシアター」において、本仕様書記載の業務が実施可能な技術者を複数名配置し、司会進行時、来賓等挨拶時及び映画上映時における舞台設備管理・照明・音響管理を委託するものである。

3　契約期間

契約締結日から令和９年１月 29 日（金）まで

4　開催日時及び会場等

開催日時：令和９年１月 23 日（土）

13 時開場、13 時 30 分開会、16 時終了予定

開演時間等については、現在の予定であり多少変更する場合がある。

※別紙「令和８年度つるみヒューマンシアター進行予定」を参照

開催会場：つるみ日建ホール（鶴見区民センター大ホール）

大阪市鶴見区横堤 5－3－15

定員 800 名（会場規模 876 ㎡）

本上映会の定員は 500 名程度とする予定である。

※実施会場は、発注者において予約済みであり、受注者の経費負担の必要はない。

5　適用範囲

（１）　この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

（２）　本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

（３）　契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

6　許認可等

受注者は、令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目 04-03-04（展示・音響・舞台照明・操作等）で登録されていなければならない。

7　業務内容

（１）事前業務

- 発注者、受注者の担当者、映画上映業務委託受注者及び鶴見区民センター担当者による事前打合せを行うので、これに参加すること

  日程：令和８年 11 月 17 日（火）13：30～14：30

- 使用設備、備品の持ち込みや機材等の確認、舞台進行についての事前確認・打合せ

（２）開催当日

- 照明調整、調光装置等の調整
- 舞台音響設備等の調整
- 舞台上設置物等の設置
- 「令和８年度つるみヒューマンシアター進行予定」（別紙）に基づいた舞台設備、音響設備、照明設備の操作
- 来客、出演者の安全管理面の指示
- 非常時の対応（壇上、会場内からの避難誘導等）
- つるみヒューマンシアター終了後、使用した設備、備品の数量を確認し、所定の場所へ撤去格納作業及び破損等の点検。使用した設備・備品等について区民センターへの報告

※映画上映業務については、区が別途契約締結した映画上映業務委託受注業者が実施する。（上映機器・プロジェクター等の用意・スクリーンへの投影業務は映画上映業務委託受注業者が実施するが、上映機器からの音響接続（３ピン キャノンメス端子ＬとＲ）及び音量調整等は本件業務委託により実施すること）

※当日は 9:30 準備開始、17:00 撤収完了予定のため、設営等の事前準備は 9:30～12:30、撤収業務はつるみヒューマンシアター終了後～17:00 の時間帯で行う事

（３）つるみヒューマンシアター終了後

- 業務完了報告

  受注者は、業務完了後、発注者の指定する報告書を作成し、契約期間終了（1 月 29 日（金））までに発注者へ提出すること。

  受注者は、鶴見区民センターから求められる必要な届出を行うこと。

８　経費及び損害にかかる負担区分

（１）　本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。

（２）　受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

９　障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和８年度　障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提供すること。

１０　特記事項

（１）　見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

（２）　上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議の上決定する。

（３）「つるみヒューマンシアター」が事前に中止となった場合、既履行部分の取扱については双方協議の上決定する。

１１　担当

鶴見区役所　市民協働課　教育担当（担当者：木村・齋藤・宮田）

住所　大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号

（電話番号　06－6915－9734）

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第 1 条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3　発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市　受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

1　本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

別紙

令和８年度　障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和　　年　　月　　日

鶴見区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

１　研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間（分）	対象（受講人数）